

令和 8 年度諏訪広域連合における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和 8 年 7 月 1 日制定

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 4 条第 1 項の規定及び諏訪広域連合障害者活躍推進計画に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針は、諏訪広域連合のすべての機関における物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

本広域連合において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型、B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2) 障害者を多数雇用している企業等

ア 障害者雇用促進法の特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

※① 障害者の雇用数が 5 人以上

② 障害者の割合が従業員の 20%以上

③ 雇用障害者の割合に占める重度障害者の割合が 30%以上

(3) 在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

5 障害者就労施設等が供給する物品等の調達目標

令和8年度に本広域連合が達成すべき優先調達の目標を、以下のとおり定める。

優先調達の目標額 1万円以上

<目標>

種別	調達品目等	調達目標額
物品	食品類（お弁当）、イベント消耗品（景品）、庁舎用消耗品（トイレットペーパー）	1万円以上

6 調達の推進方法

- (1) 本広域連合では、障害者就労施設等から提供可能な物品等及び課所が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに、課所に対し障害者就労施設等への優先調達を依頼する。
- (2) 障害者就労施設等への優先調達にあたっては、事務用消耗品に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食の活用など発注可能な物品等を課所において十分に検討する。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直しをしたときは、広域連合ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の6月末までに概要を取りまとめ、広域連合ホームページ等により、公表する。